附則第一条の二の次に次の見出し及び二条を加える。

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三　改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十条第三項	前二項	第一項
	これらの報告書	同項の報告書
第百十一条第三項	前二項	第一項
第百十一条第四項	第一項又は第二項に規定する説明書類が	第一項に規定する説明書類が
	、第一項又は第二項	、同項
第百十一条第五項	前各項に定める	第一項及び前二項に定める
	第一項又は第二項	第一項
	前各項	第一項及び前二項
第百十一条第六項	第一項又は第二項	第一項
第百十六条第三項	前二項	第一項
第百二十条第一項及び第百二十一条第一項	取締役会	理事会
第百二十一条第一項第二号	契約者配当又は社員に対する剰余金の分配	契約者配当
第百二十一条第二項	取締役会	理事会
第二百七十二条の九及び第二百七十二条の十一第二項	少額短期保険業を	特定保険業を
第二百七十二条の二十一第一項	次の各号	第一号、第四号又は第六号
第二百七十二条の二十三第一項	営業所、事務所	事務所
第二百七十二条の二十七	少額短期保険業を	特定保険業を
第三百十五条第四号	少額短期保険業	少額短期保険業又は特定保険業

2　改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十五条第三項及び第四項並びに第百三十六条第一項及び第三項	移転会社	移転業者
第百三十六条の二第一項	移転会社	移転業者
	取締役（委員会設置会社にあっては、執行役）	理事
	各営業所又は各事務所	各事務所
第百三十六条の二第二項	移転会社の株主又は保険契約者	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者
	営業時間又は事業時間	事業時間
	移転会社の定める費用を支払って	移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、
第百三十七条第一項、第百三十八条、第百三十九条第二項第三号並びに第百四十条第一項及び第三項	移転会社	移転業者
第百四十条第三項	当該会社	当該業者

3　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一　改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

4　改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百四十六条第二項	本店又は主たる事務所	主たる事務所

5　改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十三条第一項第一号	株主総会等	社員総会
第百五十三条第一項第二号	保険業	特定保険業
	株主総会	社員総会又は評議員会
第百五十三条第二項各号列記以外の部分	次に掲げる基準	第二号に掲げる基準
第百五十三条第二項第二号	保険業	特定保険業